

ねんきんコーナー

国民年金保険料を納めましょう

平成24年度の国民年金保険料額は、1カ月1万4980円です。納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用したの納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料は、納付期限(翌月末日)までに納めましょう。

※納付が困難な場合は：

国民年金には、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度があります。

国民年金保険料を納めないままにしておく、将来の老齢基礎年金や障がい・遺族などの事故が発生した場合の年金が受けられない

ことがあります。

納付が困難だからといってそのままにせず、必ずお住まいの市町村役場で手続きを行ってください。

年金相談

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

日時 4月19日(木)

午前10時～午後3時

場所 総合センター(佐賀支所前)

問 黒潮町役場本庁住民課

住基戸籍係

☎ 43-2800(直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701(直通)

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 34-1616



年金制度が改正されます！

国民年金保険料の納め忘れがある皆さんへ

平成24年10月から3年間に限り

● 納付可能期間を10年間に延長します

- 現在、未払いの国民年金保険料をさかのぼって納められるのは過去2年分までですが、平成24年10月1日から3年間に限り、過去10年分までさかのぼって納められるようになります。

(注) 老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。

- 3年度以上さかのぼって保険料を納付する際は、加算金がかかります。

平成23年8月10日より

● 第3号被保険者が「届出忘れにより受け取れなかった年金」を受給できる場合があります

- 第3号被保険者とされていた方に新たな年金記録が見つかり、必要な届出がされていないために受け取れなかった老齢基礎年金、障害基礎年金などが受給できるようになる場合があります。

※例えば、第3号被保険者(専業主婦・主夫)であった方が、一時期厚生年金に加入していて、その後第3号被保険者に戻ったときに届出をしていなかったことが判明した場合などが該当します。

○お問い合わせ

■日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

■ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 または ☎03-6700-1165 (IP電話・PHS用電話)

※受付時間 月～金曜日8:30～17:15 月曜日(休日明けの初日)8:30～19:00 第2土曜日9:30～16:00

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金確保支援法)が平成23年8月10日に公布されました。